

岐 阜 県 公 報

第 五 百 六 号
令 和 六 年 七 月 二 日
(火 曜 日)

目 次

告 示

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正
保安林に指定する予定である旨の通知

(市町村課)二八三
(森林保全課)二八四

公 示

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課)二八四

告 示

岐阜県告示第二百八十八号

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱(平成五年岐阜県告示第七百九十号の二)の一部を次のように改正する。

令和六年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

第 3 条 第 1 項 中 第 3 号 を 削 り、 第 4 号 を 第 3 号 と す る。

第 5 条 第 1 項 中 「おおむね300万円」を「100万円」に、「42億円」を「80億円」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「35パーセント」を「50パーセント」に改め、同条第4項中「42億円」を「80億円」に、「52.5億円」を「100億円」に改め、「63億円」とあるのは「78.7億円」としを削り、同条第5項から第7項までの規定中「42億円」を「80億円」に、「67.5億円」を「120億円」に改め、「63億円」とあるのは「101.2億円」としを削り、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に改める。

附 則
附 則 第 2 項 及 び 第 3 項 中 「42億円」を「80億円」に、「54億円」を「96億円」に改め、「63億円」とあるのは「81億円」としを削り、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「52.5億円」を「100億円」に、「67.5億円」を「120億円」に改め、「63億円」とあるのは「101.2億円」としを削る。

この要綱は、令和6年7月2日から施行する。

岐阜県告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市板取字上三向三〇七一の八、三〇七一の九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

美濃市大字上野字東谷一〇三三、一〇三三、一〇三九

岐阜県知事 古 田 肇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東谷一〇三三・一〇三三・一〇三九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

美濃市大字上野字東谷一〇三三、一〇三三、一〇三九

岐阜県知事 古 田 肇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
南飛驒北部地区	下 呂 市 役 所	令和 六・七・三から 七・三二まで

令和六年七月二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編 集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社